

第28号議案

令和5年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度東大和市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和6年2月21日

提出者

東大和市長 和地 仁美

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
高齢者ほっと支援センターきよはら 指定管理委託	令和5年度から 令和10年度まで	千円 149,000